

## 福島県省エネ家電購入応援事業（福島県省エネ家電購入応援キャンペーン）

### 参加店舗募集要領 兼 利用規約

県では、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入への支援を行うことにより、光熱費の負担軽減及び温室効果ガス排出量の削減を目的として「福島県省エネ家電購入応援事業」を実施します。

福島県省エネ家電購入応援事業（福島県省エネ家電購入応援キャンペーン）参加店舗募集要領 兼 利用規約（以下「募集要領等」という。）では、本事業（キャンペーン）に参加する対象製品の販売を行う県内店舗（以下「参加店舗」という。）の募集と参加店舗がキャンペーンに関する手続き等を実施するに当たり、必要な事項を定めます。

#### 1 事業概要

事業主体	福島県（担当：生活環境部環境共生課）
事業目的	エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガス排出量の削減を図る。
事業名称	福島県省エネ家電購入応援キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）
事業内容	キャンペーンの購入対象期間中に参加店舗において対象製品を購入し、ポイント等の交付を受ける又は受けようとする県内に居住する個人（以下「キャンペーン参加者」という。）に対し、対象製品に応じたポイント等（キャッシュレスポイントに交換可能なポイント、商品券又は汎用型プリペイドカード）を交付する。
対象者	福島県民（個人）
事業期間 ※ポイント等の交付状況等により期間を変更する場合がある。	○購入対象期間 令和8年3月23日（月）から令和8年8月20日（木） ※この期間中に参加店舗から対象製品を購入した場合に、ポイント等交付の対象となる。 ○ポイント等交付申請受付期間 令和8年3月23日（月）から令和8年8月31日（月） ※対象製品が設置された後に申請できる。 ※郵送による交付申請の場合は申請受付期間内の消印があるものが有効。 ○ポイント交換期間 ポイントが交付された時から令和8年9月30日（水）
ポイント等の交付対象となる製品（別表）	エアコン、電気冷蔵庫、エコキュート、LED照明器具

ポイント等交付額	総額 2.1 億円程度
ポイント等の額 (別表)	<p>○参加店舗のうち「通常店」から購入する場合 対象製品の品目・省エネ性能により県が設定する額</p> <p>○参加店舗のうち「地域協力店」から購入する場合 通常店の<u>2倍の額</u> ただし、LED 照明器具を購入する場合は例外あり。</p>
交付するポイント等の種類	<p>○「えらべる P a y」のポイント</p> <p>※「えらべる P a y」のポイントで交換可能なキャッシュレスポイントの種類は下記のとおりです。</p> <p style="font-size: small;">〔 Amazon ギフトカード / Edy ギフト ID / FamiPay ギフト / Google Play ギフトコード / G ポイントギフト / JAL Pay ポイント / PayPay ポイント / Ponta ポイント / QUO カード Pay / Visa e ギフト / V プリカギフト / V ポイント / V マネー / WAON POINT e ギフト / WAON ポイント ID / au PAY ギフトカード / d ポイント / Apple Gift Card / nanaco ギフト / ギフティプレモ Plus / 楽天ポイント 〕</p> <p>○商品券等 (QUOカード、JTB ナイスギフト)</p> <p>※郵送により交付申請を行う場合は、商品券等での交付となります。</p>

## 2 参加店舗が実施する項目

キャンペーンの実施に当たり、参加店舗には以下の事務を行っていただきます。

### (1) ポイント等の交付に関する手続き

- 購入対象期間中、キャンペーン参加者に対して、以下の事項を実施してください。
  - ・ 身分証の提示等により、キャンペーン参加者が県民であることを確認する。
  - ・ キャンペーン参加者にキャンペーンチケットを配付する。
  - ・ 当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットをキャンペーン参加者に対して配付したことが確認できるようにする。
- ポイント等の交付申請はキャンペーン参加者本人が行うものとしますが、キャンペーン参加者が申請に関してサポートを求めた場合は、参加店舗において可能な限り適切に対応してください。なお、交付申請は原則としてオンラインで行うものとします。
- キャンペーン参加者からキャンペーンチケットを配付した製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及び対象製品を報告した上で、対象となる購入製品のレシートの写し (画像等)、その他キャンペーン事務局から指示する書類を提出してください。

### (2) その他、参加店舗として必要な事務

- 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知に協力してください。

- 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内をしてください。
- キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告してください。

### 3 参加店舗の登録要件

- (1) 参加店舗の登録には、次の(ア)から(オ)の基本要件(「通常店」の要件)を満たすことが必要です。
- (2) また、基本要件に加えて、(カ)及び(キ)の追加要件を満たす場合、「地域協力店」として登録されます。

#### 【基本要件(通常店要件)】

- (ア) 県内に所在し、対象製品を販売する実店舗(営業所等を含む)であること。E C店舗等は対象外とする。
- (イ) 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内をすること。
- (ウ) キャンペーンの実施に必要な手続(広報宣伝、消費者へのポイント交付対象製品等についての説明、申請の補助・助言等)を行うこと。
- (エ) キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県に報告すること。
- (オ) キャンペーンの実施に当たり、関連する法令等(特定家庭用機器再商品化法等)を遵守すること。

#### 【追加要件(地域協力店要件)】

- (カ) 本社・本店が県内に所在すること。
  - (キ) 中小企業等であること。
- ※「中小企業等」は、下表の基準を満たす法人又は個人をいいます。
- | 業種<br>(日本標準産業分類で定める業種)               | 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
|--------------------------------------|--------------|-------------|
| ①「製造業」「建設業」「運輸業」<br>「その他の業種(②～④を除く)」 | 3億円以下        | 300人以下      |
| ②「卸売業」                               | 1億円以下        | 100人以下      |
| ③「サービス業」                             | 5千万円以下       | 100人以下      |
| ④「小売業」                               | 5千万円以下       | 50人以下       |
- 1 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
  - 2 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
  - 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

#### 4 参加店舗の遵守事項

参加店舗は、本募集要領等の記載事項に従うとともに、以下の事項を遵守することとし、登録申請時に誓約するものとします。

- (1) やむを得ない事情による場合を除き、参加店舗登録申請の取下げ又は参加店舗登録削除の申し出等を行いません。
- (2) 参加店舗の名称、所在地、電話番号等、キャンペーン実施に当たり必要となる情報の公開について同意します。
- (3) キャンペーンの実施期間中に対象商品を販売した場合は、対象製品購入者に対して必ずキャンペーンチケットを配付します。
- (4) (3) に掲げる場合以外のいかなる場合においても、キャンペーンチケットの配付等を行いません。
- (5) キャンペーンチケットを募集要領等に掲げる使用目的以外では使用しません。
- (6) キャンペーンチケットを配付した製品の返品があった場合は、直ちに事務局に報告します。
- (7) キャンペーンの実施に係る苦情、紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めます。
- (8) キャンペーンの実施に当たり、県又はキャンペーン事務局からの改善要請等があった場合は、それに従います。
- (9) キャンペーンの実施に当たり、関連する法令等を遵守します。
- (10) 誓約の内容に反する事実が明らかとなった場合は、参加店舗登録取消等の対応について異議を申し立てません。

#### 5 参加店舗の登録申請

##### (1) 登録申請期間

令和8年2月24日（火）～令和8年4月30日（木）17時まで

##### (2) 登録申請の方法

登録申請に必要な書類を準備の上、(1)の登録申請期間内に、キャンペーン専用サイト上で申請してください。

<キャンペーン専用サイトURL> <https://fukushima-shoene-kaden.jp>

##### (3) 参加店舗の登録・公表

参加店舗への登録が適当と認められた場合に参加店舗として登録し、キャンペーン専用サイトで店舗名や住所等について公表します。

##### (4) 申請に当たっての注意事項

- 募集要領等を熟読の上、内容について十分に理解した上で参加店舗の登録申請を行ってください。(やむを得ないと認められる場合を除き、参加店舗の登録後の辞退はできません。)
- 参加店舗の登録申請は、キャンペーン専用サイトによる手続きを原則とします。
- キャンペーン専用サイトによる手続きが困難な場合は、「9 問い合わせ先」へお

問い合わせください。

- 県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。  
(複数店舗分をまとめて申請することはできません。)

## 6 参加店舗登録後について

参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアル(以下「参加店舗向けマニュアル」という。)を送付しますので、熟読の上、内容を十分に理解してください。また、不明な点がある場合は、「9 問い合わせ先」に問い合わせること等により、確実に疑問を解消するようにしてください。

なお、参加店舗向けマニュアル及びキャンペーンに係る資材(チラシ、ポスター、ポップ、キャンペーンチケット等)は以下のスケジュールで発送する予定です。

3月5日(木)までに参加店舗登録が完了したもの	3月13日(金)ごろ
3月13日(金)までに参加店舗登録が完了したもの	3月23日(月)ごろ

## 7 参加店舗向け説明会について

事業概要や実施方法等についての参加店舗(参加を希望する店舗を含む)向け説明会を次のとおり開催します。

### (1) 開催日時

令和8年3月3日(火) 14時00分～15時30分

### (2) 開催方法

会場及びオンライン

会場：福島県産業交流館ビッグパレットふくしま1階 コンベンションホールA  
(郡山市南二丁目52番地)

オンライン：参加申し込み者へ別途オンライン参加用URLを送付します。

### (3) 参加方法

参加希望の店舗は、専用サイトから参加申し込みをしてください。

なお、会場の都合上、会場参加は1店舗あたり1名までとし、申込先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

### (4) その他

当日参加できない店舗向けに、当日の説明会を録画した映像をオンライン配信(アーカイブ配信)する予定です。

## 8 その他

- (1) 参加店舗向けマニュアルに基づき、参加店舗は適切な対応を行い、その他、県(キャンペーン事務局)から指示があった場合は従ってください。
- (2) 専用サイトには、対象製品購入者向けのFAQ(よくある質問)を掲載しますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

<キャンペーン専用サイトURL> <https://fukushima-shoene-kaden.jp>

- (3) 募集要領等に記載のない事項もしくは定めのない事項については、県（キャンペーン事務局）がその対応を決定します。

## 9 問い合わせ先

- (1) コールセンター

024-573-4404

- (2) 対応時間

令和8年2月24日（火）～令和8年10月31日（土）

午前10時から午後8時まで（土日祝日含む）

※申請状況によりコールセンターの開設期間を変更する場合があります。

(別表) ポイント等の交付対象となる製品

品目 (交付申請上限※ <sup>1</sup> )	能力等	統一省エネラベル 省エネ性能※ <sup>3</sup>		ポイント等額※ <sup>2</sup>	
				通常コース	ポイント 2倍コース※ <sup>4</sup>
エアコン (上限2台)	(冷房能力) ~2.2kW	★3以上		20,000	40,000
	2.5kW~2.8kW	★3以上		30,000	60,000
	3.6kW~	★2以上		40,000	80,000
電気冷蔵庫 (上限1台)	51L~350L	★2以上	かつ、省エネ 基準達成率 100%以上	10,000	20,000
	351~450L	★2以上		30,000	60,000
	451L~	★3.5以上		40,000	80,000
エコキュート (上限1台)	-	★4以上	寒冷地仕様の 場合は★3.5 以上	30,000	60,000
LED照明器具 (上限4台)	ペンダントライ ト シーリングライ ト	★4以上		5,000※ <sup>5</sup>	5,000 又は 10,000※ <sup>5</sup>

※1 表中の括弧内の台数は、1人当たりの交付申請上限の台数です。

※2 1ポイント等=1円相当

ただし、ポイントの場合には、キャッシュレスポイントの種類によって交換レートが異なる場合があります。

※3 統一省エネラベル・省エネ性能の基準を満たしていても、資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」に掲載がないものは対象となりませんので注意してください。

※4 ポイント2倍コースに交付申請できるのは、「地域協力店」に区分された参加店舗において対象製品を購入した場合です。

※5 LED照明は本体購入価格(税抜)が5,000円以上の場合に交付申請ができます。地域協力店においては、対象製品の購入価格(税抜)が5,000円以上1万円未満の場合は5,000ポイント、1万円以上の場合は10,000ポイントが付与されます。